

（消火器）

- 第55条** 昭和45年5月31日以前に製作された自動車（保安基準第47条第1項第1号から第5号までに掲げる自動車（同項第3号及び第5号に掲げる自動車にあつては、細目告示第2条第10号ニ及びホに掲げる可燃物のみを運送するもの及びこれらを牽引する牽引自動車に限る。）を除く。）については、細目告示第71条第2項第1号又は第2号、第149条第2項第1号又は第2号及び第227条第2項第1号又は第2号の規定にかかわらず、主消火剤が、充てん量1リットル以上の四塩化炭素、充てん量1キログラム以上の炭酸ガス、充てん量0.3リットル以上の一塩化一臭化メタン、充てん量0.2リットル以上の二臭化四ふつ化エタン又は充てん量1.5キログラム以上の粉末消火薬剤である消火器を備えればよい。
- 2 昭和48年11月30日以前に製作された自動車であつて、アルキルアルミニウム類を運送するものについては、細目告示第71条第2項第1号、第149条第2項第1号及び第227条第2項第1号の規定にかかわらず、同号の表に掲げる適応消火器（消火粉末を放射する消火器であつて、ナトリウム又はカリウムの重炭酸塩の充てん量が3.5キログラム以上のものを除く。）のいずれかを備えればよい。